

国民健康保険料を引き下げするため、国の財政措置を求める意見書（案）

今年度の渋谷区の国民健康保険料は、一人当たり年額七二五二円も値上げされました。年収四〇〇万円の三〇代夫婦と子ども二人の四人世帯では約四一万円にもなり、一か月の収入を超える保険料は負担の限界を超えています。

来年度からの国保財政の都道府県化にむけ、一月二一日に開かれた東京都国民健康保険運営協議会では、加入者一人当たりの国保料額は一五万二五一円となり、二〇一六年度の一一万八一七二円と比較して一・三倍、約三万四〇〇〇円もの値上げが示されました。また、渋谷区の標準保険料率は、均等割が一万五五七円増の七万五五七円に、所得割が一・六％増の一二・一九％へと大幅な引き上げとなっています。

いま、国民健康保険制度に求められているのは、年金生活者や非正規労働者など、低所得者が大半を占める医療保険制度でありながら、保険料が高すぎて払えないという制度の構造的問題を解決し、払える保険料にすることです。

よって渋谷区議会は、政府に対し、国保料負担を引き下げするため、国が財政措置をとるよう強く求めるものです。以上、地方自治法第九九条の規定により、意見書を提出します。

二〇一七年一二月 日

渋谷区議会議長

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

財務大臣

厚生労働大臣